

日本国憲法

朕は、日本國民の總意に  
基いて、新日本建設の礎が、  
定まるに至つたことを、深く  
よろこび、樞密顧問の諮  
詢及び帝國憲法第七  
十三條による帝國議會  
の議決を経た帝國憲法  
の改正を裁可し、ここ  
にこれを公布せしめ  
る。